京都府知事印

裁　決　書

審査請求人

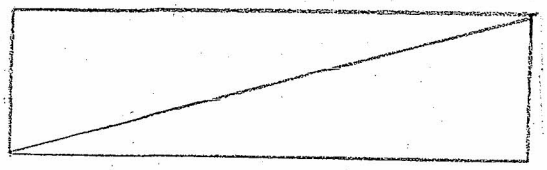

上記審査請求人から提起の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく次の１から７までに掲げる審査請求について、併合して審理し、次のとおり裁決します。

１　平成22年５月16日付けで提起の法に基づく平成21年４月分から平成22年１月分まで（同日後に、平成21年５月分を除き、平成22年６月３日付け第117－３号から第117－10号までで通知されたもの）及び平成22年３月９日付け第260号の生活保護変更決定処分に対する審査請求

２　平成22年７月７日付けで提起の法に基づく平成22年７月５日付け南福第141号の生活保護費返還額決定処分（以下「本件費用返還処分」という。）に対する審査請求

３　平成22年８月１日付けで提起の法に基づく平成22年５月13日付け5998号、平成22年６月３日付け第117－１号から５号まで、第117－７号及び第117－９号から13号まで並びに平成22年６月17日付け7849号の生活保護変更決定処分に対する審査請求

４　平成22年９月17日付けで提起の法に基づく平成22年８月25日付け第694号の生活保護変更決定処分に対する審査請求

５　平成22年11月１日付けで提起の法に基づく平成22年10月20日付け第2939号の生活保護変更決定処分に対する審査請求

６　平成22年12月27日付けで提起の法に基づく平成22年12月17日付け第5143号の生活保護変更決定処分に対する審査請求

７　平成23年３月22日付けで提起の法に基づく平成23年１月19日付け第6276号の生活保護変更決定処分に対する審査請求

なお、京都市南福祉事務所長が、審査請求人に対して行った平成21年２月分から平成23年１月分までの保護費の変更決定処分のうち、上記の１及び３から７までに掲げる審査請求の対象となった部分は、別紙のとおりであり、当該審査請求の対象とされたこれらの処分を以下「本件変更処分」という。

主　文

１　京都市南福祉事務所長が審査請求人に対して行った本件費用返還処分及び本

件変更処分（平成22年６月３日付け第117－６号、第117－８号及び第117－12号に係る処分を除く。）を取り消す。

２　本件審査請求のうち、京都市南福祉事務所長が審査請求人に対して行った平成22年６月３日付け第117－６号、第117－８号及び第117－12号の保護変更決定処分に対する請求については却下する。

第１　審査請求の趣旨及び処分庁の弁明

１　本件費用返還処分について

(1) 審査請求の趣旨

本件費用返還処分を取り消すとの裁決を求める。

(理由)

本件費用返還処分は、審査請求人が所有する[redacted]番の土地（以下「本件土地」という。）について、京都市南福祉事務所長（以下「処分庁」という。）から賃貸駐車場として活用するよう指導されたことから、元々畑であった本件土地を駐車場として整備するため必要な資金50万円を審査請求人の前夫から借り受けたところ、保護受給中に発生した資力に当たるとして行われた処分である。

処分庁は、平成20年６月11日以後数回にわたり本件土地の資産活用の指導及び指示を行い、その内容は、土地を駐車場として賃貸すること、工事費は借入金で補うこと、また、指示に従わなければ保護を停止又は廃止することがあるとするものであった。審査請求人は、この指導及び指示に従い、同年11月17日、土地を駐車場として賃貸活用すること、また、これに必要な額について借り入れる意思を伝えるとともに、同月30日にはその必要額を書面にて処分庁に郵送し、申告したところである。したがって、本件土地を駐車場として整備するための借入金50万円は、処分庁の指導及び指示に従って行ったものである。なお、この間、処分庁は「指導及び指示の不履行」を理由に、同年12月１日から保護の停止を決定したが、審査請求人が指導及び指示に従い資産の活用を履行したことから保護が再開されている。

さらに、平成22年７月５日付け生活保護費返還額決定通知書と併せて送付のあった文書「法第63条による返還請求について」において、「ご子息からの借入金（中略）が、当所としては収入として認定しなければならない」との記載があることから、処分庁は、審査請求人がその子から借り入れた50万円が保護受給中に発生した資力に当たるとして費用返還を決定しているが、審査請求人が借入れを行ったのは前夫からであり、子からの金品の借入れを理由とした本件費用返還処分には根拠がない。

したがって、本件費用返還処分の取消しを求める。

(2) 処分庁の弁明の要旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(理由)

生活保護受給中に貸し付けられた資金の取扱いについては、昭和38年４月１日付け社発第246号厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」(以下「局長通知」という。) 第８の２の(3)において、「貸し付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるもの」は収入として認定しない取扱いができると定めている。

しかし、審査請求人が平成20年12月20日に受けた貸付金を処分庁に対し申告したのは平成21年11月23日であり、事前相談なく借入れを行った本資金については、収入として認定すべきである。また、自己の所有する土地の資産価値を増大させるため借入れを行うことは、昭和36年４月１日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」(以下「次官通知」という。) に定められた「社会通念上収入として認定することが適当でないもの」にも当たらない。したがって、審査請求人が当該借入れ以後の保護費について、法第63条の規定により本件費用返還処分を行ったものである。

なお、本件費用返還処分に当たり、前夫からの借入金を理由とするところを長男からの借入金として通知したことについては、誤記であることを認めるが、これが本件費用返還処分の適法性及び適正性に影響するとは考えていない。

よって、本件費用返還処分に係る本件審査請求については、これを棄却する旨の裁決を求める。

2　本件変更処分について

(1) 審査請求の趣旨

本件変更処分を取り消すとの裁決を求める。

(理由)

本件変更処分は、審査請求人が所有する本件土地について、処分庁から賃貸駐車場として活用するよう指導されたことから、元々畑であった本件土地を駐車場として整備し活用したところであるが、この整備に必要な資金50万円の借入償還金については駐車場収入から控除されるべきであり、これを認めずに保護費を算定した本件変更処分は不当である。

さらに、平成21年４月分から平成22年１月分までの保護費に係る保護変更決定処分について、処分庁はその内容を審査請求人に通知しておらず、違法である。

(2) 処分庁の弁明の要旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(理由)

駐車場使用料などの財産収入については、次官通知第８の３の(2)のウの(イ)において、収入をあげるために必要とする経費については、最小限度の額を認定することとされている。

また、貸付資金の償還に当たっては、局長通知第８の４の(3)において、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認がなかった場合においても、「事前の承認を受けなかったことについてやむを得ない事情があり、かつ、当該貸付資金が現にその者の自立助長に役立っている」と認められる場合に、必要経費として収入認定から控除できることとされている。更に、貸付資金のうち、収入として認定しないものの取扱いについては、局長通知第８の２の(3)により、「保護の実施機関の事前の承認」を要件の一つとしている。

したがって、審査請求人が必要経費として控除すべきと主張する借入償還金については、次の理由から、収入を得るために不可欠なものとは認定せず、保護の程度の決定に反映させていない。

ア　保護は、生活困窮に直接的に直接的に対処する給付と考えられるところ、審査請求人が当該必要経費498,750円を支出したのは平成21年１月６日(施工業者の領収証の日付による。)、同支出分について当福祉事務所に対し申告があったのは同年３月６日（同年２月28日付け収入申告書を当福祉事務所が受領した日付による。）であるため、同支出分を審査請求人世帯の同年３月分以降の保護の程度決定に反映させることは、申告があった月及びその前月より遡って保護費を追加的に支給することとなり、妥当ではないこと。

イ　審査請求人は、駐車場整備に要する工事費を賄うために、審査請求人の前夫である[redacted]から借入れを行っているが、金銭賃貸契約を交わしたのが平成20年12月20日、当該借入れについて当福祉事務所へ報告があったのが平成21年11月23日（同日付けの書簡による。）である。審査請求人は、平成20年12月当時から保護を受給しており、借入れを行ってから約11箇月後の平成21年11月まで、当福祉事務所に対し、当該借入れについて相談を行うことができなかったやむを得ない事情があったとは認められない。また、審査請求人世帯の最低生活費約120,000円に対し、駐車場を賃貸することによって得られる収入は約4,000円から約12,000円であり、当該収入が、審査請求人の自立助長に役立っているものとは認められない。こうし

たことを踏まえると、仮に当該必要経費の申告が適正な時期に行われていたとしても、収入認定からの控除は認められないこと。

次に保護費の変更処分について、審査請求人にその内容を通知していなかった点は認めるが、審査請求人からの提起を受け、保護変更決定通知書を交付している。保護の程度変更処分を行うに当たり通知を欠いていたことは手続上のかしと言えるが、法定期間を経過しているとはいえ通知を行っていることから、手続上のかしは治癒している。

よって、本件変更処分に係る本件審査請求については、これを棄却する旨の裁決を求める。

第２　審査庁の認定事実及び判断

１　認定事実

(1) 審査請求人世帯は、平成15年９月１日から保護を受給している。

(2) 平成20年２月８日、処分庁は、[redacted]の不動産業者（[redacted]）から、本件土地について、審査請求人の同意があれば9,000,000円で買取りが可能との試算を電話聴取で確認した。

(3) 平成20年６月11日、処分庁は、審査請求人に対し、同人所有の本件土地の活用を求める指示を文書により行った。指示書の内容は、本件土地の処分価値が高く、最低限度の生活の維持のため生活保護に先がけて活用されなければならないことを理由に、①土地を売却等し、資産を活用すること、②履行期限（平成20年９月30日）までに①を履行しないときは保護を廃止することがあることであった。

(4) 平成20年11月４日、処分庁は、審査請求人に対し、(3)の指示が履行されなかったことを理由として、同年12月１日付けで保護停止処分を行うことを決定した。

(5) 平成20年11月10日、処分庁は、駐車場として活用する場合の契約書の書類の提出がなされる等、当該土地の活用について具体的な進展が確認できれば保護の再開について検討することを審査請求人に説明した。

(6) 平成20年11月17日、処分庁は、審査請求人から本件土地を駐車場とする場合の見積書（見積業者：[redacted]）を受理した。処分庁は、正式な契約書等が処分庁宛提出された後、保護の決定を行う旨を審査請求人の長男を通して電話で伝えた。

(7) 平成20年12月１日、処分庁は審査請求人の保護を停止した。

(8) 平成20年12月３日、処分庁は、審査請求人から本件土地に係る駐車場整備に要する費用498,750円の見積書を受理した。

(9) 平成20年12月９日、処分庁は[redacted]から審査請求人と同社が駐車場

管理契約を結び、駐車場として活用する予定であることを電話にて聴取した。翌10日、処分庁は診断会議を開催し、本件土地を駐車場として活用することが確認できたことを理由に、駐車場管理契約書の提出をもって保護を再開する旨決定した。

(10) 平成20年12月11日、処分庁は審査請求人に対し、駐車場管理契約書の提出をもって保護を再開すると電話で伝えた。

(11) 平成20年12月20日、審査請求人は、審査請求人の前夫と金銭消費貸借契約を締結の上、500,000円を借り受けた。

(12) 平成20年12月22日、処分庁は、審査請求人から審査請求人と[redacted]との間で交わされた駐車場管理業務委託契約書の写しを受理し、審査請求人の保護を同年12月１日付けで再開することを決定し、審査請求人にその内容を電話で伝えるとともに、賃料に係る収入申告の提出を求めた。

(13) 平成21年１月６日、審査請求人は、本件土地に係る駐車場整備費498,750円を[redacted]に支払った。

(14) 平成21年２月16日、処分庁は、来所した審査請求人から収入申告書及び貯金通帳の写しを受理し、審査請求人の同年２月分保護費に賃料4,475円を収入として充当する保護変更決定処分を実施した（以後の本件変更決定処分においても、審査請求人から申告される賃料を収入として認定した。）。

(15) 平成21年11月23日、処分庁は、審査請求人から審査請求人が同人の前夫から500,000円を借用したことを説明する書面を受理した。

(16) 平成22年４月16日、処分庁は、審査請求人に係る平成22年３月分保護費について、駐車場に係る賃料を０円とする保護費の変更を行った。

(17) 平成22年５月11日、処分庁は、審査請求人に係る平成21年２月から平成22年４月分保護費の変更について、その内容を通知できていなかったことからこれを行うことを決定し、同年６月３日、保護変更決定通知書を審査請求人宅のポストに投かんした。

(18) なお、当該期間中、平成21年９月分及び同年11月分については充当すべき収入がないにもかかわらず、それぞれ8,975円と4,225円の賃料があるものと収入認定していたため、駐車場に係る賃料を０円と訂正の上、当該変更に伴い不足する保護費13,200円については追給した。

(19) 平成22年７月２日、処分庁は審査請求人に対し、前夫からの借入金500,000円について、保護受給中に発生した資力として法第63条の規定による返還処分を決定し、同月５日付けで生活保護費返還額決定通知書を発出した。

2　判断

(1)　審査請求人の申立て内容は、同人が所有する本件土地について、処分庁か

ら売却又は駐車場として賃貸することにより資産を活用すること、また、駐車場とする場合にはその工事費は借り入れて補うよう指示されたことから、駐車場整備に必要な資金を前夫から借り入れたところ、処分庁はこれを保護受給中に発生した資力として返還を求める決定をした上、本件駐車場を賃貸することで得られた利益については、整備資金償還金を必要経費として控除せずに全額を収入として月々の保護費を決定したことに対し、違法であるから取り消すよう求めるものである。

(2) 法第４条は「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持に活用することを要件として行われる」と規定しており、土地や家屋などの財産や勤労の能力を最低生活の維持に積極的に役立てることを求めている。これにより、処分庁は、本件土地について約900万円の資産価値があることを不動産会社から聴取したため、保護制度の基本原則にのっとり、平成20年６月11日、審査請求人に対し、文書により土地の売却等による資産活用を指示したところである。

(3) 審査請求人が、この指示に従わなかったとして、処分庁は平成20年12月１日から保護を停止したところであるが、その後、審査請求人から本件土地を498,750円の費用でアスファルト舗装した上で駐車場として賃貸することによる資産活用を行う旨の報告を受け、処分庁は審査請求人に対し「駐車場にした場合の収益見込を売却益と比較して検討していく」としつつも、「保護を再開するためには、例えば駐車場として活用する場合不動産業者との契約書といった、具体的に活用することが分かるものの提出を受けた後、福祉事務所で検討する」と伝え、また、「[redacted]の土地を駐車場として活用するよう進めていることが確認できたため、（主）と[redacted]との駐車場管理契約の契約書提出をもって、保護を再開する」と決定し、保護停止日に遡って保護を再開したところである。こうした経緯をみると、処分庁が法第27条第１項の規定により審査請求人に求めた本件土地の売却等の指示には、売却のほか駐車場として現実に利用する場合も含んでいたとみるのが相当である。

(4) また、駐車場として活用するためには、本件土地を整備するための費用が必要となるが、審査請求人が提出した駐車場整備に係る見積額498,750円の額を考慮すれば、一般的にこの費用を保護世帯が自ら準備するには世帯の家計上に及ぼす影響があまりに大きく、処分庁においても駐車場として活用するならば借入れの必要があることを認識していたと推定される。よって、当該借入れは、処分庁による法第27条第１項の規定による指導に従い、審査請求人が同人の所有する本件土地で駐車場賃貸事業を始めるために借り入れたもので、処分庁の事前の承認がある貸付資金とみるのが妥当である。

(5) そうすると、この借入金は、次官通知第８の３の(3)のウにいう当該被保

護世帯の自立更生のために当てられる貸付資金の取扱いに準じ、収入として認定しないものと取り扱うとともに、償還金については、次官通知第８の３の(5)のウの当該自立更生のために当てられる額の償還金として世帯の収入から必要経費として認定すべきものである。

したがって、請求人のその余の主張については判断するまでもなく、本件費用返還処分及び本件変更決定処分はいずれも不適法なものである。

(6) なお、本件審査請求のうち、処分庁が請求人に対して行った平成22年６月３日付け第117－６号、第117－８号及び第117－12号に係る保護変更決定処分に関する請求については、対象となる処分のいずれも収入認定されている額がなく、これを取り消すという請求の利益は失われている。

(7) よって、審査請求人の主張のうち、本件費用返還処分及び本件変更処分（平成22年６月３日付け第117－６号、第117－８号及び第117－12号に係る処分を除く。）に関する部分については理由があるものと認め、また、その余の部分については請求の利益がないことから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第１項及び第３項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成24年３月30日
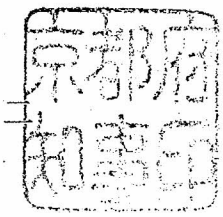
京都府知事　山田啓二